

竹田市企業立地促進条例に基づく助成について (令和6年6月一部改正)



大分県竹田市

竹田市企業立地促進条例に基づく助成金制度



目的 雇用機会の拡大を図り、地域経済の振興・市民生活を向上させる

対象 製造業・情報通信業・道路貨物運送業・倉庫業・医療業・旅館業・ホテル業 など

- 要件**
- ◆ 新規の常時雇用者
新設:3人以上(情報通信業2人以上) 増設・移転:1人以上
※竹田市内に居住していること
 - ◆ 用地を取得して3年以内に操業していること
 - ◆ 投資額が土地代を除いて2,500万円以上(情報通信業1,000万円以上)であること
 - ◆ 竹田市環境保全条例、その他の関係法令に違反していないこと

申請 工事着手30日前まで(立地企業指定申請書・会社概要書・定款の写し・法人登記簿謄本・事業計画書・公租公課に係る領収書の写し又はそれに類する書類)

◆ 内容

1. 固定資産税の不均一課税(3年間)

2. 用地取得費の助成(土地代金×5/10)

新規常時雇用者数	限度額
5人未満	200万円
5人以上20人未満	1,000万円
20人以上30人未満	2,000万円
30人以上	3,000万円

3. 投資額に対する助成(投資額×2/10)

新規常時雇用者数	限度額
5人未満	500万円
5人以上30人未満	1,000万円
30人以上	2,000万円

4. 新規雇用者に対する助成

(新規常時雇用者×20万円)限度額1,000万円

※ 障がい者1人×10万円加算

5. 環境整備に対する助成(対象経費×3/10)

新規常時雇用者数	限度額
5人未満	200万円
5人以上	1,000万円

6. 土地・建物の賃借料助成(賃借料×1/2)

※ 期 間:3年間

※ 限度額:1年につき200万円



1. 固定資産税の不均一課税

内容

- ◆ 初年度 0.14/100
- ◆ 第2年度 0.46/100
- ◆ 第3年度 0.93/100

申請

1月31日までに申請、翌年度から適用



2. 用地取得費の助成

助成費 = 土地代金 × 5/10

内容

新規常時雇用者数	限度額
5人未満	200万円
5人以上20人未満	1,000万円
20人以上30人未満	2,000万円
30人以上	3,000万円

申請

操業開始日から30日以内

必要書類

- ・ 用地取得費助成金交付申請書
- ・ 用地取得に係る売買契約書の写し
- ・ 用地取得に係る売買契約に伴う支払領収書の写し又はそれに類する書類
- ・ 滞納のない証明書



3. 投資額に対する助成

助成費 = 投資額 × 2/10

※ 投資額 ⇒ 操業開始日までに取得した減価償却資産に係る費用

※ 減価償却資産 ⇒ 所得税法施行令第6条第1号から第7号までに掲げる

所得税法施行令第6条

内容

新規常時雇用者数	限度額
5人未満	500万円
5人以上30人未満	1,000万円
30人以上	2,000万円

- 一 建物及びその附属設備
- 二 構築物(土地に定着する土木設備又は工作物)
- 三 機械及び装置
- 四 船舶
- 五 航空機
- 六 車両及び運搬具
- 七 工具、器具及び備品

申請

操業開始日から30日以内

必要書類

- ・ 投資助成金交付申請書
- ・ 設備投資に係る売買契約書の写し
- ・ 設備投資に係る売買契約に伴う支払領収書の写し又はそれに類する書類
- ・ 滞納のない証明書



4. 新規雇用者に対する助成

助成費 = 新規常時雇用者数×20万円 限度額：1,000万円

内容

- ※ 新規常時雇用者数 ⇒ 市内に住所を有する常時雇用者
(市内に配置換え、代表権を持つ法人役員は含まない)
常時雇用者とは・・・
1年以上の雇用見込み及び雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者である者
- ※ 障がい者である場合は、1人につき10万円の加算

申請

操業開始日以後6月を経過した日から30日以内

必要書類

- ・ 雇用助成金交付申請書
- ・ 労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条に規定する労働者名簿の写し
- ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ・ 滞納のない証明書



5. 環境整備に対する助成

内容

助成費 = 対象経費 × 3/10

※ 対象経費 ① 環境保全施設整備費 例) 緑地、池、排水路 など
② 防災保安施設整備費 例) 防火水槽、街路灯 など

新規常時雇用者数	限度額
5人未満	200万円
5人以上	1,000万円

申請

工事完了の日から30日以内

必要書類

- ・ 環境整備助成金交付申請書
- ・ 環境整備工事に係る契約書の写し
- ・ 環境整備工事に係る契約に伴う支払領収書の写し又はそれに類する書類
- ・ 滞納のない証明書

6. 賃借料に対する助成



内容

助成費 = 賃借料×1/2 限度額：200万円/年 期間：3年間

※ 賃借料 ⇒ 事業のため使用する土地及び建物等を賃借する費用
(仲介手数料・登記手数料・権利金等は除く)

申請

1年目 操業開始日から1年を経過する日まで

2年目 1年目の適用期間終了日の翌日から1年を経過する日まで

3年目 2年目の適用期間終了日の翌日から1年を経過する日まで

必要書類

- ・ 土地等賃借助成金交付申請書
- ・ 土地及び建物等の賃借に係る契約書の写し
- ・ 土地及び建物等の賃借に係る支払領収書の写し又はそれに類する書類
- ・ 滞納のない証明書